

## 資金運用について（応募説明）

公立大学法人公立鳥取環境大学（以下、大学という）における資金運用については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第43条第2号の規定に基づき、預金において運用を実施するにあたり、預け先金融機関として、引合いへ参加する金融機関を募集します。

なお、下記3の引合い条件の運用予定金額について必ずしも一社で運用するのではなく、提示された金利等をもとに本学にとって最も有利となるよう分散して運用する場合があります。

地方独立行政法人法（余裕金の運用）

第43条 地方独立行政法人は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得

(2) 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

(3) 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託

### 1 引合い参加資格要件

銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項又は信用金庫法第4条（昭和26年法律第238号）に規定されている金融機関とします。

### 2 引合い条件

#### (1) 運用方法

定期預金

#### (2) 運用開始日

令和8年7月1日から

#### (3) 運用期間及び運用予定金額

運用期間：令和8年7月1日から令和9年6月30日まで（1年間）

運用予定金額：450,000,000円

### 3 預け先の金融機関の決定

資金運用の預け先金融機関の選定にあたっては提示金利のみならず、事務処理の利便性や付随するサービス内容等を含めて、下記（1）及び（2）により総合的に評価します。

特に、事業所対応等の地域的なサービス提供の有無についても評価の要素とし、これらを踏まえ当法人にとって最も適切な条件を満たす金融機関を決定します。

#### (1) 金利条件

#### (2) 事務支援体制

定期預金に係る契約から解約までの一連の手続きが明確に整理されており、事務負担の軽減の工夫があるか。また、オンライン対応の有無にかかわらず、担当者による訪問・支援等を含め、円滑な事務処理を実現できる体制が整っているかを評価します。

- 4 別紙1「資金運用引合い参加申込書」の提出 (受付期間：令和8年5月22日必着)  
様式に必要事項を記入し、電子メールにてご提出をお願いします。参加資格を満たしていない場合は失格となりますのでよろしくお願いします。
- 5 別紙2「引合いの回答について」の提出 (受付期間：令和8年5月31日必着)  
令和8年5月31日において、貴行及び貴庫が本学に提供できる金利及びサービスを別紙2「引合いの回答について」に記入していただき、電子メールにてご提出をお願いします。

6 提出先（問い合わせ先）

〒689-1111 鳥取市若葉台北一丁目1番1号

公立大学法人公立鳥取環境大学 事務局総務課（中崎、山中）

連絡先：0857-38-6705

メールアドレス：zaimu@kankyo-u.ac.jp